

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月26日
【会社名】	マルマン株式会社
【英訳名】	Maruman & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出山 泰弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 N R E G秋葉原ビル
【電話番号】	03-3526-9971
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 中村 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 N R E G秋葉原ビル
【電話番号】	03-3526-9971
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 中村 修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 299,985,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,604,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 本届出書により募集する当社普通株式による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成25年3月26日（火）開催の取締役会決議によるものであります。

2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,604,200株	299,985,400	149,992,700
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,604,200株	299,985,400	149,992,700

(注) 1 発行価額の総額を第三者割当の方法により発行します。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、149,992,700円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
187	93.5	100株	平成25年4月12日（金）から 平成25年4月15日（月）まで	-	平成25年4月15日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われな

いこととなります。

4 払込期日に払込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権します。

5 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしま

す。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
マルマン株式会社 経営管理部	東京都千代田区外神田1-8-13 N R E G秋葉原ビル

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門1-4-2

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
299,985,400	11,000,000	288,985,400

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内容は、アドバイザー費用として6百万円、弁護士費用として3百万円、登記費用1.1百万円、調査費用0.5百万円、証券代行事務費用0.4百万円です。

## (2) 【手取金の使途】

当社（マルマン株式会社）及び当社の関係会社（以下「当社グループ」といいます。）は、当社、連結子会社3社（合同会社西山荘C.C. マネジメント、丸万（香港）有限公司、丸万（上海）体育用品貿易有限公司）、持分法適用関連会社2社（株式会社マルマン코리아、株式会社マルマンゴルフコーポレーション）で構成され、「健康」をキーワードとして、ゴルフクラブ・キャディバック等のゴルフ用品、禁煙パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品の企画・開発・製造・販売・輸出入及びゴルフ場の運営を行っています。また、当社グループは、昭和25年の創業以来、「創造」と「革新」の企業理念の下、様々な新技術の開発に取り組み、平成13年の事業再編以降は、ゴルフ事業と健康食品事業を2本の柱に順調に事業を拡大し、平成17年7月に大阪証券取引所ヘラクレス市場（現JASDAQ市場）に株式を上場するに至りました。国内スポーツ市場の最大規模を誇るゴルフ市場は、子供からシニア世代まで年齢・性別を問わず幅広い世代に親しまれておりますが、長引く景気低迷や経済環境の変化に伴い、わずかながらその規模を縮小させつつあります。特に平成23年3月11日に発生しました東日本大震災と福島第一原発の事故は、直接的な被害が甚大であったばかりでなく、国民全体が将来への不安を強めることとなり、国内ゴルフ市場は自粛ムードの広がりによる消費の落ち込みが顕著となって、厳しい市場環境に直面いたしました。

このような状況の下、当社グループは、販促活動に力を入れると共に、海外への積極的な営業活動を展開し、国内市場の低迷に対応してまいりました。これにより、ゴルフクラブを主要商品とする輸出関連事業は、韓国、台湾を始めとする東アジアの新興国の順調な市場拡大に支えられ、当社グループを支える重要な柱となってまいりました。中でも中国への輸出事業は、近年の経済発展とゴルフインフラの急速な拡大が進み、当社グループでは、平成17年より現地代理店を通じて中国国内でのゴルフ用品の販売を行うことにより事業拡大を進めてまいりました。しかし平成20年より新しいパートナーとなった北京德霖高爾夫体育發展有限公司（以下「ダイレクトリンク社」といいます。）は、当社に無断で当社商標を付したゴルフクラブ等を製造し、同社の直営店並びに提携小売店を通じて中国全土に当社製品を模倣した製品を販売していたほか、当社の同社に対する販売代金についても正当な理由が無く不払いが続いたため、当社は同社に対し、平成22年12月13日付で販売代理店契約の解除を通知し、中国への輸出を停止することに至りました。なお、当社グループとしては、ダイレクトリンク社による当該模倣品の製造・販売は、当社の商標権を侵害し、中国における消費者の利益を損ねるものとして、平成23年4月25日、商標権侵害による損害賠償を求める訴訟を上海市浦東新区人民法院に起こし、平成24年7月4日に当社勝訴の第一審判決が出され、当社の訴えた商標権侵害が認められた内容となりました。

ダイレクトリンク社との販売代理店契約解除以降、当社は中国への輸出が停止してまいりましたが、商標権侵害訴訟の第一審勝訴の判決を契機に、当社は平成24年7月20日、上海地区に直営店舗をオープンし、中国での販売を再開いたしました。

当社グループとしては、持続的な成長動力を確保する為、「ビジネスのグローバル化」は必須的な戦略課題であり、特に中国市場への積極的な事業展開は、その根幹になるものと考えております。当社グループはかかる目的を実現す

るべく、中国事業の立て直しと中国市場における新しいブランド戦略と販売流通網の早期構築による事業拡大を計画しております。

当社グループは、これらの計画を迅速かつ合理的に実現すべく、上海現地法人である丸万(上海)体育用品貿易有限公司の事業拡大、並び到北京現地法人の設立に伴う事業資金を目的として、第三者割当増資による新株式発行を決議いたしました。

上記の差引手取概算額288,985,400円につきましては、以下の表に記載する各使途に充当する予定であり、各使途の詳細については以下の通りです。

具体的な資金使途	予定金額(円)	支払予定時期
上海現地法人の事業拡大資金	109,000,000	平成25年4月～平成26年12月
北京現地法人設立に伴う事業資金	179,985,400	平成25年9月～平成26年12月
合計	288,985,400	-

#### 上海現地法人の事業拡大資金

当社グループでは、中国国内での当社商品の販売は販売代理店を通じて行っておりましたが、上述のとおり、販売代理店契約の解除を行ったため、当社上海現地法人である丸万(上海)体育用品貿易有限公司)による直営店舗を平成24年7月に開設しております。中国国内での新しいブランド戦略と販売流通網構築による事業拡大の計画を迅速かつ合理的に実行すべく、上記予定金額を直営店舗の運営費用、稼動に係る費用及び販促に係る費用に充当するものであります。具体的には、直営店舗の運営費用(主に賃借料)(約51百万円)、稼動に係る経費(主に人件費、運転資金等)(約26百万円)、ゴルフクラブ等の商品在庫資金(約19百万円)、広告宣伝費(約13百万円)に充当する予定であります。支払予定時期としては、新ブランド戦略の浸透により現地法人のキャッシュ・フローが安定する平成26年12月までとしております。

#### 北京現地法人の設立に伴う事業資金

当社グループでは、上海に続き北京に現地法人の設立及び直営の販売店舗設置を検討いたしております。かかる地域において上述の計画を迅速かつ合理的に実行すべく、上記予定金額を新たに設立する現地法人の販売店舗開設資金に係る費用、稼動に係る費用及び販促に係る広告宣伝費等に充当するものであります。具体的には、平成25年9月以降に予定している販売店舗開設(主に賃借料、保証金、改装費、器具備品等)のための資金(約81百万円)、稼動に係る経費(主に人件費、運転資金等)(約67百万円)、ゴルフクラブ等の商品在庫資金(約15百万円)、広告宣伝費(約16百万円)に充当する予定であります。支払予定時期としては、新ブランド戦略の浸透により現地法人のキャッシュ・フローが安定する平成26年12月までとしております。

当社は、本第三者割当により調達する資金を、上記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

なお、北京の現地法人の設立につきましては、早急に検討を進め、設立を決定した時点で速やかに開示いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

氏名	許京秀
住所	東京都新宿区
職業の内容	マルマン株式会社 取締役 株式会社COSMO&Company（日本） 代表取締役 株式会社COSMO&COMPANY（韓国） 代表取締役会長 株式会社コスモ化学（韓国） 取締役 コスモ新素材株式会社（韓国） 取締役

#### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	許京秀氏が代表取締役である株式会社COSMO&Company（日本）が保有株式数3,520,900株、議決権割合は33.14%保有しております。
人的関係		許京秀氏は、当社取締役を兼任しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

#### c 割当予定先の選定理由

当社グループでは、国内ゴルフ市場の低迷に対応し、グループ企業価値を増大するため、更なる海外展開の強化を計画しております。とりわけ上述の「手取金の使途」欄に記載しましたとおり、成長市場である中国における新しいブランド戦略による事業拡大については、今後当社グループの成長に向けた重要な方策として位置づけ、迅速かつ合理的に実現すべく、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が認められることを優先し、当社グループにとって最良の資金調達方法を慎重に検討してまいりました。

現在、当社グループが保有する現金及び預金は、新商品の開発、生産、販売に伴う将来の一時的な資金需要に備えるため必要なものであり、中国における事業拡大のための資金は、別途調達を行う必要があります。

また、当社グループでは、設備投資等の資金をこれまで借入れによって調達してきた結果、有利子負債が増加しております。借入れは特定の金融機関からの融資に集中しており、有利子負債の圧縮と借入先の拡大が課題となっております。当社グループでは、財務基盤の強化を図るため、コスト削減を一層進め、有利子負債の削減を図る一方、借入先の拡大により安定した資金確保を行うよう努めておりますが、現在、銀行等の金融機関からの新規借入による早期の資金調達は厳しい状況であると認識しており、必要な資金が適時に調達できること等を総合的に勘案し、第三者割当増資の方法を選択いたしました。

割当予定先につきましては、当社グループの置かれている現状や経営の課題、海外事業展開等について十分に理解いただき、ともに企業価値向上に取り組んでくださる先として、従前から当社グループの海外展開等に助言、支援を行っていただいている当社の筆頭株主である株式会社COSMO&Company（日本）を割当予定先として、当初、選定を進めておりましたが、出資に関する送金手続きをより迅速かつ円滑に行うため、同社の代表取締役であり、当社役員でもある許京秀氏に本第三者割当増資について打診をし、同氏より支援の意思を表明いただけました。

割当予定先である許京秀氏は、韓国大手企業集団であるGSグループのオーナー一族であり、韓国内で化学・建設エンジニアリング・産業資材・流通業など10数社を擁するコスモグループを経営しております。当社の第一位の株主である株式会社COSMO&Company（日本）は、その系列企業として日本国内で投資事業を主要事業として行っている日本法人です。

当社グループと許京秀氏並びに同氏の経営するコスモグループは、富裕層を中心としたゴルフ市場拡大が顕著なアジア市場で、当社が培ってきたモノづくりと「MAJESTY」を代表とする最高級ブランド力を背景にさらなる市場浸透が期待できると考え、平成15年4月に韓国内において、三者による合弁会社の株式会社マルマンコリアを設立し、当社のゴルフ用品等の販売を行っております。

割当予定先である許京秀氏は、当社が計画している中国への事業展開への理解も深く、また、中国国内にも同氏が代表を務めるグループ会社があるため、現地における事業展開の助言、支援も期待できます。このように当社グループとコスモグループを経営する許京秀氏との間が親密で良好な関係であることから、当社としましては、許京秀氏を割当予定先として選定することが、当社グループ並びに当社既存株主の皆様にとって最良の方法であると判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

1,604,200株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に株式を保有する意向であることを口頭にて確認しております。

また、割当予定先との間において、本新株式払込期日（平成25年4月15日）より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法を当社に書面で報告すること及び株式会社大阪証券取引所へ報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を入手する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である許京秀氏が本第三者割当増資による新株式発行の払い込みに要するに十分な資金がある旨を、韓国ウリ銀行の銀行預金通帳により確認しております。その結果、本第三者割当増資に係る払い込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である許京秀氏、並びに同氏が代表取締役を務める株式会社COSMO&Company（日本）の役員及び主要株主が反社会的勢力でない旨、反社会的勢力が運営又は経営に関与していない旨、反社会的勢力と意図的に取引関係を有していない旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。その調査方法としましては、割当予定先である許京秀氏、並びに同氏が代表取締役である株式会社COSMO&Company（日本）の役員及び主要株主につきまして、反社会的勢力の関与等のリスクを顕在化し、割当予定先としての適切性を計ることにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすため、当社から第三者の信用調査機関である株式会社「JPR&C」といいます。）に調査を依頼しました。当社は「JPR&C」に対し、その調査方法を確認したところ、対象企業・対象個人に関わる書類の査閲、分析及び過去の新聞記事検索、行為情報、訴訟歴確認、各関係機関への照会等の実施を行ったとの回答を受けております。その調査結果として、割当予定先である許京秀氏、並びに同氏が代表取締役である株式会社COSMO&Company（日本）の役員及び主要株主についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは把握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告を平成24年11月5日付で受けております。また、許京秀氏並びに株式会社COSMO&Company（日本）に対する当社の聞き取り調査により、調査報告書受領日から現在に至るまで、調査報告書の内容において状況変化がないことを確認いたしております。更に、割当予定先である許京秀氏の経営する韓国に本社を置くグループ企業に関しましても、役員及び主要株主が反社会勢力でない旨、反社会的勢力が運営又は経営に関与していない旨、反社会的政略と意図的に取引関係を有していないとの回答を得るとともに確認書を受領しております。

なお、当社としましては、当該割当予定先の許京秀氏が代表取締役である株式会社COSMO&Company（日本）は、当社の主要株主であり、同氏は当社の取締役を兼任しているため、当該割当予定先並びに同氏が経営する企業グループの役員及び主要株主について、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、平成25年3月26日開催の取締役会決議の前営業日である平成25年3月25日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値である187円といたしました。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値としたことにより、市場価格を反映し、かつ他の株主との平等性を保持できると判断しております。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価格であるとされて

おり、上記発行価格の算定は、当該指針に準拠するものであることから、特に有利な価格に該当しないものと考えております。

当該発行価格の187円につきましては、発行決議日の直前1ヶ月間の終値の単純平均値183円に対して2.19%のプレミアム、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値182円に対して2.75%のプレミアム、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値177円に対して5.65%のプレミアムとなります。

本第三者割当増資において発行価格を取締役会決議の前営業日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における終値とすることは、多くの投資家が公平に株式の売買が行える市場において、当社の各種開示情報に基づき、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、当社の資産内容及び将来性を考慮した客観的な企業価値が当該終値に反映されているものと考えられ、かかる観点からも当社は、当該発行価格は合理的で特に有利な価格には該当しないものと考えております。

また、当社監査役会から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該払込金額が上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

なお、平成25年3月26日開催の取締役会決議において、割当予定先である許京秀氏並びに同氏が代表取締役である株式会社COSMO&Company(日本)の代表取締役である盧康九氏は、特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当先との協議及び交渉にも参加しておりません。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規発行株式数は1,604,200株となり、発行済株式の総数である10,625,000株を分母とする希薄化率は15.10%(小数点以下第3位四捨五入)です。また、議決権ベースでも、本第三者割当増資にかかる新規発行株式数に係る議決権の数は16,042個であり、発行済株式総数に係る議決権の総数である106,239個を分母とする希薄化率は15.10%(小数点以下第3位四捨五入)となる見込みです。本第三者割当増資により、当社1株当たりの利益の希薄化等に影響を及ぼす可能性があります。当社の現状において、銀行等の金融機関からの借入による早期の資金調達に厳しい状況にある認識から、第三者割当増資による資金調達により、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社COSMO&Company	東京都港区愛宕2-5-1 愛宕 グリーンヒルズ森タワー34 階	3,520	33.14%	3,520	28.79%
戸田 泉	東京都渋谷区	2,415	22.74%	2,415	19.76%
許 京秀	東京都新宿区	-	-	1,604	13.12%
パインクレスト アセッ ト マネジメント合同会 社	東京都港区西新橋一丁目2 番9号 EPコンサルティングサ ービス内	995	9.37%	995	8.14%
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 6925601 (常任代理人 株 式会社みずほコーポレー ト銀行決済営業部)	12THFLOOR, CHATERHOUSSE, 8 CONNAUGHTROAD, CENTR RAL, HONG KONG (東京都中央区月島 4-16-13)	244	2.30%	244	2.00%
株式会社REGENTABL EASSOCIATE	東京都目黒区下目黒 5-11-17	88	0.83%	88	0.72%
大西 一男	兵庫県神戸市北区	70	0.66%	70	0.58%
マルマン社員持株会	東京都千代田区外神田 1-8-13	61	0.58%	61	0.50%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 2-4-6	40	0.38%	40	0.33%
谷 昌明	長野県小諸市	33	0.32%	33	0.27%
計	-	7,470	70.31%	9,074	74.21%

- (注) 1 所有株式数につきましては、平成24年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
- 2 本届出書提出日現在(平成25年3月26日)の発行済株式総数は10,625,000株、発行済株式にかかる議決権の総数は106,239個であります。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年3月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第13期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成24年12月27日提出臨時報告書〕

#### 1 [提出理由]

平成24年12月21日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成24年12月21日

##### (2) 株主総会における決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、大隅宏昭、早間央、南雅修、田中克明、戸田泉を選任する。

議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、取締役として、出山泰弘、筋野秀樹、中村修、許京秀、盧康九を選任するよう修正動議が提出された。

(3) 上記決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、上記決議事項が可決されるための要件  
ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果		
				賛成比率(%)	可否	
議案						
会社提案	大隅 宏昭	6,719	49,712	0	11.56	否決
	早間 央	6,654	49,777	0	11.44	否決
	南 雅修	6,732	49,699	0	11.58	否決
	田中 克明	6,650	49,781	0	11.44	否決
	戸田 泉	6,696	49,735	0	11.52	否決
修正提案	出山 泰弘	49,110	6,650	671	84.49	可決
	筋野 秀樹	49,110	6,650	671	84.49	可決
	中村 修	49,110	6,650	671	84.49	可決
	許 京秀	49,110	6,650	671	84.49	可決
	盧 康九	49,110	6,650	671	84.49	可決

(注) 1 議案に対する修正動議については、株主総会の前日までに議決権行使書により行使された議決権のうち、原案に対する賛成数6,650個を反対数、原案への反対数671個を棄権数としております。

(注) 2 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主(委任状の提出による議決権の代理行使分を含む。)から議案及び議案に対する修正動議の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第1四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

マルマン株式会社  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員 公認会計士 南方 美千雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江黒 崇史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月20日

マルマン株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方美千雄 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江黒崇史 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルマン株式会社の平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、マルマン株式会社が平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

マルマン株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。